

(案)

令和8年度第3次生物多様性えひめ戦略デザイン・印刷等業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度第3次生物多様性えひめ戦略デザイン・印刷等業務（以下「本件業務」という）

2 業務目的

令和9年度から10年間の計画期間とする「第3次生物多様性えひめ戦略」（以下「第3次戦略」という）を県民等にわかりやすく示すため、デザイン及び印刷等の業務を委託する。

3 委託期間

本県業務の委託期間は、契約締結日から令和9年3月26日までとする。

4 業務の内容

本件業務は、「全文」、「概要版」について、デザイン・レイアウト等の規格、写真・イラストの用意、校正、印刷・製本までの一切を行うとともに、愛媛の生物多様性の特徴を紹介するための専門家調査やトピック記事の作成のほか、普及啓発を目的に第3次戦略の表紙や県ホームページ等に掲載するための原画を公募で採用する。

(1) 全文

- 規格 A4版、70頁程度、両面印刷、フルカラー
- 用紙（表紙） コート110kg、4C/1C
- 用紙（本文）、上質70kg、1C/1C
- 製本 無線綴じ製本
- 部数 1,000部
- 備考 文章や一部画像データは、愛媛県が受託者に提供する。

(2) 概要版

- 規格 A4版、14頁程度、両面印刷、フルカラー
- 用紙（表紙・本文共通） マットコート90kg
- 製本 中綴じ製本
- 部数 4,000部
- 備考 構成案データは、愛媛県が受託者に提供するものとし、構成案及び本文を参考にデザイン等を愛媛県に提案し協議のうえ作成する。

(3) デジタルデータ（PDFデータ）

県ホームページ掲載用に「全文」、「概要版」のデジタルデータを作成する。

(4) トピック記事の掲載のための生物調査・記事作成

第3次戦略への掲載を目的として、県内の生物多様性における重要地域「ホットスポット」、希少種及び外来種を対象とした専門家による現地調査を実施し、その知見に基づいた記事作成を行う。記事一つ当たりの文字数は800字程度とする。

なお、外来種については県生物多様センターの担当者に記事作成を依頼すること。

○トピック等の一覧

記事タイトル (案)	調査の内容	主な対象種
重要地域「ホットスポット」		
石鎚山系	希少種の現地調査、撮影	シコクシラベ、シコクイチゲ、ミヤマダイコンソウ
御荘湾	希少種の現地調査、撮影	ハマボウ、シオマネキ、ドロアワモチ、トビハゼ
希少種		
シコクシラベ等	石鎚山、二ノ森及び笹ヶ峰等でのシコクシラベ等の現地調査、撮影及びニホンジカ食害対策の現状調査	シコクシラベ、カタクリ
ニホンカモシカ	四国中央市とその周辺市町でのニホンカモシカの生息環境の調査、撮影、県内確認地点のマップ作成	—
外来種		
セアカゴケグモ	同種の特徴、県内での確認・被害状況、防除の方法	—
ナガエツルノゲイトウ	同上	—

(5) 第3次生物多様性えひめ戦略表紙等原画コンクール

生物多様性の普及を進めるためには、将来を担う若者による取り組みが重要となることから、第3次戦略の表紙や県ホームページ等への掲載を目的とする原画を別添募集要領（案）に基づく公募で採用する。

5 業務の基本的な進め方

- (1) 受託者は、業務内容について愛媛県と十分に打合せを行い、業務を誠実に履行するものとする。
- (2) 本件業務の実施に当たり、第三者（愛媛県及び受託者以外の者）が所有する素材等を使用する場合は、受託者の責任において、素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (4) 成果品に掲載された本文、写真、図画等に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するもの）は、全て愛媛県に帰属する。

6 成果品

- (1) 受託者は、業務終了後、速やかに、成果品を愛媛県に提出し、その検査を受けるものとする。
- (2) 成果品は、全て愛媛県の所有とし、受託者は、愛媛県の承諾を得ないで、業務の成

果を他に公表し、貸与し、又は供用してはならない。

(3) 成果品は、次のとおりとする。

- 全文 1,000 部
- 概要版 4,000 部
- デジタルデータ (PDF データ) 一式

(4) 納入期限

令和9年3月26日(金)

(5) 納入場所

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

7 その他

本仕様書に定められた事項に関して疑義が生じた場合、又は本仕様書に定められていない事項については、愛媛県と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

第3次生物多様性えひめ戦略表紙等原画募集要領（案）

1 目的

本県では、生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するため、「第3次生物多様性えひめ戦略」の策定を予定している。

そこで、将来を担う若者による普及啓発への取り組みが重要となることから、第3次生物多様性えひめ戦略表紙等原画コンクールを開催し、その製作過程を通じて生物多様性の保全について関心を高めるとともに、一般県民への普及、啓発を図る。

2 応募資格 県内の中等教育学校後期課程、高等学校の生徒

3 応募締切日 令和8年11月10日（火）

4 応募作品の送付先 受託者

5 応募点数 原則として各校20点以内（各校で厳選の上、応募願います。）

6 審査

- (1) 審査は、県及び県教育委員会で行います。
- (2) 審査結果は、各学校長に通知します。

7 表彰

- (1) 賞区分 金賞・銀賞・銅賞
- (2) 賞状等は、各学校宛に送付します。

8 作品の作成要領

- (1) 図柄 生物多様性の保全を日常生活や企業活動などの中に浸透させて、それを通じて県民の間に共感の輪を広げるための思想の高揚、普及の目的に沿ったものとしします。

- (例) ア 人と自然との良好な繋がりをテーマとしたもの
イ 日常生活が多種多様な動物や植物で支えられていることをテーマとしたもの
ウ 動物と植物とが密接に関わっていることをテーマとしたもの
エ 多様な環境を守るための活動をテーマとしたもの
オ その他生物多様性の保全思想の高揚に役立つもの

- (2) 用紙 B3(たて51cm、よこ36cm)または四ツ切り(たて55cm、よこ40cm)とし、必ずたて描きとします。

- (3) 彩色 自由（クレヨン、パステル、水彩、貼り絵等いずれでも可。）

- (4) 文字 文字を入れる必要はありません。

- (5) 応募票 作品の裏面に別紙の様式1（応募票）を貼付ください。
- (6) その他 作品はオリジナルのものに限ります。参考にした資料がある場合は、応募票に資料名を必ず記入ください。

9 その他留意事項

入賞作品は、報道機関に公表し、9年3月策定予定の「第3次生物多様性えひめ戦略」の普及冊子の表紙等に掲載するとともに、ホームページやチラシなど普及啓発に活用します。

また、入賞作品の著作権は愛媛県に帰属します。

なお、応募作品は、原則返却します。

第3次生物多様性えひめ戦略表紙等原画コンクール 応募票

(様式 1)

フリガナ		現在の学年 学年
氏 名		
フリガナ		学校電話番号
学 校 名		
学校の住所	〒	描いた生物の種類 (例：スズメ、植物名)
担当教諭氏名		
参考にした資料 (本のタイトルなど)	※入賞の候補になった場合連絡をする場合があります。	

*この応募票は、各作品の裏面に必ず貼付してください。